



愛媛県報

令和8年8月28日金曜日 第741号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則……………（財産活用推進課）… 482
- 愛媛県県立産業技術専門校運営規則の一部を改正する規則……………（労政雇用課）… 484
- 愛媛県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則……………（建築住宅課）… 484

告 示

- 落札者等の告示（2件）……………（スマート行政推進課、医療対策課）… 484
- 知事指定薬物の指定の失効……………（薬務衛生課）… 485
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等……………（経営支援課）… 485
- 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧……………（農地整備課）… 486
- 解除予定保安林にする旨の通知……………（森林整備課）… 486
- 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課）… 486
- 道路の供用開始（県道松山東部環状線）……………（中予地方局管理課）… 486
- 道路の区域変更（一般国道378号）……………（ ）… 486
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 487
- 道路の区域変更（県道長浜保内線）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 487
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 487

公 告

- 愛媛県美術館本館（展示室）照明設備更新業務……………（美術館）… 487

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第38号

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県屋外広告物条例施行規則等の一部を改正する規則

（愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
別表第3 （第19条、第28条関係） <table><tr><td>1～3 省略</td></tr><tr><td>4 <u>今治市南大門町二丁目5番地1</u> 愛媛県東予地方局今治土木事務所内</td></tr><tr><td>5～11 省略</td></tr></table>	1～3 省略	4 <u>今治市南大門町二丁目5番地1</u> 愛媛県東予地方局今治土木事務所内	5～11 省略	別表第3 （第19条、第28条関係） <table><tr><td>1～3 省略</td></tr><tr><td>4 <u>今治市旭町一丁目4番地9</u> 愛媛県東予地方局今治土木事務所内</td></tr><tr><td>5～11 省略</td></tr></table>	1～3 省略	4 <u>今治市旭町一丁目4番地9</u> 愛媛県東予地方局今治土木事務所内	5～11 省略
1～3 省略							
4 <u>今治市南大門町二丁目5番地1</u> 愛媛県東予地方局今治土木事務所内							
5～11 省略							
1～3 省略							
4 <u>今治市旭町一丁目4番地9</u> 愛媛県東予地方局今治土木事務所内							
5～11 省略							

（愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則の一部改正）

第2条 愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則（昭和60年愛媛県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
別表（第2条関係） <table><tr><th>名 称</th><th>場 所</th></tr><tr><td>愛媛県浄化槽</td><td>省略</td></tr><tr><td>工事業者登録簿閲覧所</td><td>今治市南大門町二丁目5番地1 東予地方局今治土木事務所内</td></tr><tr><td></td><td>省略</td></tr></table>	名 称	場 所	愛媛県浄化槽	省略	工事業者登録簿閲覧所	今治市南大門町二丁目5番地1 東予地方局今治土木事務所内		省略	別表（第2条関係） <table><tr><th>名 称</th><th>場 所</th></tr><tr><td>愛媛県浄化槽</td><td>省略</td></tr><tr><td>工事業者登録簿閲覧所</td><td>今治市旭町一丁目4番地9 東予地方局今治土木事務所内</td></tr><tr><td></td><td>省略</td></tr></table>	名 称	場 所	愛媛県浄化槽	省略	工事業者登録簿閲覧所	今治市旭町一丁目4番地9 東予地方局今治土木事務所内		省略
名 称	場 所																
愛媛県浄化槽	省略																
工事業者登録簿閲覧所	今治市南大門町二丁目5番地1 東予地方局今治土木事務所内																
	省略																
名 称	場 所																
愛媛県浄化槽	省略																
工事業者登録簿閲覧所	今治市旭町一丁目4番地9 東予地方局今治土木事務所内																
	省略																

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正）

第3条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成14年愛媛県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
別表（第4条関係） <table><tr><td>1・2</td><td>省略</td></tr><tr><td>3</td><td>今治市南大門町二丁目5番地1 愛媛県東予地方局今治土木事務所内</td></tr><tr><td>4～10</td><td>省略</td></tr></table>	1・2	省略	3	今治市南大門町二丁目5番地1 愛媛県東予地方局今治土木事務所内	4～10	省略	別表（第4条関係） <table><tr><td>1・2</td><td>省略</td></tr><tr><td>3</td><td>今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県東予地方局今治土木事務所内</td></tr><tr><td>4～10</td><td>省略</td></tr></table>	1・2	省略	3	今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県東予地方局今治土木事務所内	4～10	省略
1・2	省略												
3	今治市南大門町二丁目5番地1 愛媛県東予地方局今治土木事務所内												
4～10	省略												
1・2	省略												
3	今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県東予地方局今治土木事務所内												
4～10	省略												

（愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部改正）

第4条 愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則（平成15年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
別表（第2条関係） <table><tr><td>1</td><td>省略</td></tr><tr><td>2</td><td>今治市南大門町二丁目5番地1 愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課内</td></tr><tr><td>3～6</td><td>省略</td></tr></table>	1	省略	2	今治市南大門町二丁目5番地1 愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課内	3～6	省略	別表（第2条関係） <table><tr><td>1</td><td>省略</td></tr><tr><td>2</td><td>今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課内</td></tr><tr><td>3～6</td><td>省略</td></tr></table>	1	省略	2	今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課内	3～6	省略
1	省略												
2	今治市南大門町二丁目5番地1 愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課内												
3～6	省略												
1	省略												
2	今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課内												
3～6	省略												

（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正）

第5条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年愛媛県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
別表（第5条関係） <table><tr><td>1・2</td><td>省略</td></tr><tr><td>3</td><td>今治市南大門町二丁目5番地1 愛媛県今治保健所内</td></tr><tr><td>4～6</td><td>省略</td></tr></table>	1・2	省略	3	今治市南大門町二丁目5番地1 愛媛県今治保健所内	4～6	省略	別表（第5条関係） <table><tr><td>1・2</td><td>省略</td></tr><tr><td>3</td><td>今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県今治保健所内</td></tr><tr><td>4～6</td><td>省略</td></tr></table>	1・2	省略	3	今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県今治保健所内	4～6	省略
1・2	省略												
3	今治市南大門町二丁目5番地1 愛媛県今治保健所内												
4～6	省略												
1・2	省略												
3	今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県今治保健所内												
4～6	省略												

附 則

この規則は、令和8年8月31日から施行する。

○愛媛県規則第39号

愛媛県県立産業技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 28 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県立産業技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県県立産業技術専門校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第 1 条関係）						別表（第 1 条関係）					
名 称	職業訓練 の種類	訓練 課程	訓 練 科	訓練 定員	訓練 期間	名 称	職業訓練 の種類	訓練 課程	訓 練 科	訓練 定員	訓練 期間
愛媛県立新 居浜産業技 術専門校	普通職業 訓練	普通 課程	省略			愛媛県立新 居浜産業技 術専門校	普通職業 訓練	普通 課程	省略		
			メタル技術科	<u>10人</u>	2 年				メタル技術科	<u>15人</u>	2 年
			溶接技術科	<u>10人</u>	<u>1 年</u>						
省略						省略					

附 則

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛媛県県立産業技術専門校運営規則（以下「旧規則」という。）別表の規定による愛媛県立新居浜産業技術専門校メタル技術科に在籍している者については、改正後の愛媛県県立産業技術専門校運営規則別表の規定は適用せず、旧規則別表の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

○愛媛県規則第40号

愛媛県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 28 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則

愛媛県建築計画概要書等閲覧規則（昭和47年愛媛県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
1	省略					1	省略				
2	<u>西条市喜多川796番地 1</u> 愛媛県東予地方局建設部内					2	<u>今治市旭町一丁目 4 番地 9</u> 愛媛県東予地方局今治土木事務所内				
3～5	省略					3～5	省略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第922号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和 8 年 8 月 28 日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
第3次愛媛県自治体情報セキュリティクラウド移行業務一式	愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年7月22日	ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸一丁目7番1号	55,000,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による

○愛媛県告示第923号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県広域災害・救急等医療情報システム再構築業務	愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年8月3日	T X P M e d i c a l 株式会社 東京都千代田区神田佐久間町三丁目21番地24 A K I H A B A R A C E N T R A L S Q U A R E 2階	264,000,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第924号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和8年8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N,N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】1 F e - L S D

- (2) N,N-ジエチル-2-(2-[4-(2-フルオロエトキシ)フェニル]メチル)-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】F l u e t o n i t a z e n e

- (3) N,N-ジエチル-2-(2-[4-(2-メチルプロポキシ)フェニル]メチル)-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン及びその塩類

【通称名】I s o b u t o n i t a z e n e

- (4) N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]-2-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類

【通称名】5-MeO-NiBT、5-MeO-iBT

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

令和8年8月28日

○愛媛県告示第925号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年8月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
イオンモール今治新都市	今治市にぎわい広場1番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社 ほか45者	イオンリテール株式会社 ほか46者	令和8年7月17日 ほか	令和8年8月17日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第926号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、松山市由良町、門田町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年8月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- 県営土地改良事業（ほ場整備事業・由良地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
- 令和8年8月31日から9月30日まで
- 3 縦覧場所
- 松山市役所本庁及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第927号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年8月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 解除予定保安林の所在場所
- 上浮穴郡久万高原町東川1599の2、1599の3、1602の2、1603の2、1604の2
- 2 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
- 道路用地とするため

○愛媛県告示第928号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年8月28日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-4)第2130号	令和4年12月4日	(株)高橋産業	宮崎 啓三	四国中央市寒川町3938	令和8年7月2日	土木事業 水道施設事業	建設業の廃止
(般-5)第15506号	令和6年3月11日	(有)四国アクセスコーポレーション	高橋 信人	西条市下島山甲2753-1	令和8年7月8日	電気事業 電気通信事業	建設業の廃止
(般-6)第16532号	令和6年7月22日	(株)ガルバ興業	菊川 美仁	西条市北条962-59	令和8年7月10日	建築事業	建設業の廃止 (一部)
(般-3)第8122号	令和4年2月16日	(有)山田塗装工業所	山田 順	西条市神拝乙135-3	令和8年7月14日	塗装事業 防水事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第929号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年8月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山東部環状線	松山市畑寺四丁目231番2地先から 同市畑寺四丁目231番3まで	令和8年8月28日

○愛媛県告示第930号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年8月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	378号	伊予市双海町大字高野川字西組甲333番1から 同字甲326番3まで	旧	メートル 9.8～10.1	キロメートル 0.058	
			新	35.1～43.1	0.058	

○愛媛県告示第931号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年8月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	378号	伊予市双海町大字高野川字西組甲384番2から 同字甲326番3まで	令和8年8月28日

○愛媛県告示第932号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年8月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	長浜保内線	大洲市豊茂丙11番7から 同市豊茂丁145番3まで	旧	メートル 5.4～17.3	キロメートル 0.101	
			新	7.2～26.8	0.101	

○愛媛県告示第933号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年8月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	長浜保内線	大洲市豊茂丙11番7から 同市豊茂丁145番3まで	令和8年8月28日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年8月28日

愛媛県美術館長 伊賀上 慶 樹

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県美術館本館（展示室）照明設備更新業務
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県美術館本館（展示室）の照明のLED化 1式
- (3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 委託期間
契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで
- (5) 委託業務の履行場所
愛媛県松山市堀之内
愛媛県美術館本館
- (6) 入札方法
入札金額は、業務に係る費用の総額とすること。
低入札価格調査制度による調査基準価格が設定されていること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条4の規定に該当しない者であること。
- (2) 知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (3) 「特定調達参加希望」の登録をしている者であること。
- (4) 愛媛県令和7・8年度建設工事等入札参加有資格者名簿に「電気工事」の業種の建設業者として掲載されている者であること。
- (5) 過去5年間に公立の美術館(公開承認施設)において、業務実施の主体として本件の入札に付する業務と同種の業務を確実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (7) 愛媛県内に事業所を有し、修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (8) 上記(1)から(7)について、適正かつ確実に業務を遂行できることの確認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県美術館総務課総務係
〒790-0007
愛媛県松山市堀之内
電話 (089)932-0010
- (2) 入札書の受領期限
令和8年10月7日(水)午前10時00分まで。
- (3) 入札説明書の交付方法
公告の日から令和8年9月25日(金)までの開館時間中(午前9時40分から午後6時00分まで。ただし、最終日は午後5時00分まで)に、(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和8年10月7日(水)午前10時00分
愛媛県美術館本館3階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を履行できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和8年9月25日(金)午後6時00分までに提出しなければならない。
なお、愛媛県美術館長から当該書類の内容に関して、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県美術館長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査の終了後に入札結果を通知する。(低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。)

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Upgrade of lighting equipment at the Main Building of Ehime Prefectural Museum of Art Main Building
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 7 October 2026
- (3) For further information, please contact: General Affairs Division, The Museum of Art, Ehime, Horinouchi, Matsuyama, Ehime 790-0007 Japan
TEL 089-932-0010